

教育職員免許状の取得について

環境リスク共生学科の学生で卒業後に学校教員に就こうとする者は、教育職員免許法に定める必要な単位を修得し、当該教科の免許状を取得しなければならない。

1. 教育職員免許状の取得について

- (1) 環境リスク共生学科の学生は、「理科」の教科における中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得することができる。
- (2) いずれの免許状の場合でも、2. で説明する「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の単位を修得しなければならない。更に、表 1 に示すように、各免許状によって定められている「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目の必要単位数以上を修得し、合わせて 59 単位以上の単位を修得しなければならない。

なお、高等学校教諭一種免許状「理科」には 3-2 で説明する特例措置が設けられているので注意すること。

表1. 免許状取得に必要な単位数

免許状	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	教科及び教職に関する科目		教科及び教職に関する科目の合計
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	
中学校教諭一種免許状 理科	表 2 参照	29 単位	30 単位以上	59 単位以上
高等学校教諭一種免許状 理科	表 2 参照	25 単位	34 単位以上	59 単位以上
		ただし、3-2 に補足説明あり		

- (3) 免許状取得のための「教科及び教科の指導法に関する科目」は、必ず環境リスク共生学科の学部教育科目として開講されているものを履修すること。また、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」は環境リスク共生学科の学部教育科目と全学教育科目から履修すること。
- (4) 中学校教諭一種免許状はこの他に 3 年次に、特別支援学校及び所定の社会福祉施設で通算して 7 日以上の間護等の体験を行い、免許状申請の際に、その施設において発行された介護等の体験に関する証明書を提出しなければならない。（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」）
 なお、2 年次の 10 月に介護等の体験の申し込み手続きを行うので、忘れずに申し込むこと。また 2 月にオリエンテーションを実施するので、必ず参加すること。詳細は掲示等で通知する。なお、介護等の体験の申し込みをおこなった後に中学教諭一種免許状の取得を断念する場合は、速やかに都市科学部学務係に申し出ること。
- (5) 教育実習（「教育実習 A」、「教育実習 B」）は 4 年次に行う。
 教育実習を履修する者は、3 年次の 4 月までに教育実習仮登録を行い、実習校を自分で探すこと（2 年次の春休みなどを利用して母校などに行くのが望ましい）。また、3 年次の秋学期に教育実習事前説明会を行うので必ず参加すること。なお、教育実習仮登録を行った後に教職免許状の取得を断念する場合は、速やかに都市科学部学務係に申し出ること。
- (6) 他学部で開講される教職科目の時間割については都市科学部学務係にて希望者に別途配布する。
- (7) 9～10 月に 1・2 年生向け説明会を開催するので、免許状取得希望者は必ず参加すること。開催日時については掲示を確認すること。
- (8) 教育職員免許状取得希望者は、申請に必要な証明書を都市科学部学務係に請求し、その証明書を持って自ら各都道府県教育委員会に免許状授与申請を行うこと。なお、申請方法、申請受付期間等の詳細については、申請先の教育委員会に自ら照会すること。

2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

いずれの免許状の場合でも、表 2 に示す授業科目の単位を修得しなければならない。

表 2. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体 育	健康スポーツ演習B	2
外国語コミュニケーション	英語プレゼンテーション	1
	自立英語	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	数理・データサイエンス・AI 入門	2

3. 教育の基礎的理解に関する科目等

3-1 中学校教諭一種(理科)・高等学校教諭一種(理科)免許状取得のための履修条件

- (1) 中学校教諭一種免許(理科)を取得するためには、表 3 の「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、および「教育実践に関する科目」に記載されている全科目(29 単位)を履修し修得すること。
- (2) 高等学校教諭一種免許(理科)を取得するためには、表 3 の「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、および「教育実践に関する科目」に記載されている科目の内 25 単位以上を履修し修得すること。
- (3) 中学校教諭一種免許(理科)を取得するためには、表 3 の「教育実践に関する科目」の「教育実習 A」および「教育実習 B」の両実習を履修し修得すること。

なお、中学校教諭一種免許のために「教育実習 A・B」を受講するには、3 年次秋学期までに表 3 の「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に記載されている科目の内 12 単位を修得し、かつ表 4 の「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」から 20 単位、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」から 4 単位を修得していること。(受講条件は上記のとおりだが、3 年次秋学期までに表 3 の「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に記載されている全科目(22 単位)を修得し、かつ表 4 の「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」から 20 単位、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」から 8 単位を修得していることが望ましい。)都市科学部教職課程運営委員会が適当と認めた者のみが「教育実習 A、B」を受講できる。

- (4) 高等学校教諭一種免許(理科)を取得するためには、表 3 の「教育実践に関する科目」の「教育実習 A」を履修し修得すること。

なお、高等学校教諭一種免許のために「教育実習 A」を受講するには、3 年次秋学期までに表 3 の「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に記載されている科目のうち 12 単位を修得し、かつ表 4 の「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」から 20 単位、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」から 4 単位を修得していること。(受講条件は上記のとおりだが、3 年次秋学期までに表 3 の「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に記載されている全科目(22 単位)を修得し、かつ表 4 の「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」から 20 単位、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」から 4 単位を修得していることが望ましい。)都市科学部教職課程運営委員会が適当と認めた者のみが「教育実習 A、B」を受講できる。

- (5) 今後、都市科学部で開設する「教育の基礎的理解に関する科目等」が増えた場合には、都市科学部学務係から掲示等で別途通知する。

表3. 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目	単 位 数	中一種免	高一種免	高一種免※1 <半数振替を使う場合>		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の思想と歴史	2	《必修》		選択必修 4単位以上	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	《必修》			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	《必修》			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育の心理学	2	《必修》			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	中等教育における特別な教育的ニーズの理解と支援	1	《必修》			
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	カリキュラム論	2	《必修》			
	及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	(中一種免) 道徳の理論及び指導法 (高一種免) 大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と方法	2	《必修》	選択※2	
			総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の理論と実践	1	《必修》		選択必修 5単位以上
			特別活動の指導法	特別活動論	2	《必修》		
			教育の方法及び技術	教育方法論	1	《必修》		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用	1	《必修》		
			生徒指導の理論及び方法/ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	《必修》		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	《必修》				
	教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	1	《必修》			
			教育実習A	2	《必修》			
			教育実習B	2	《必修》	選択		
		教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	《必修》※3			

※1 半数振替については次項3-2参照のこと。

※2 高等学校教諭一種免許取得にあたり「道徳教育の理論と方法」(2単位)は、表1-2の「教育の基礎的理解に関する科目等」ならびに「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数には算入されないが、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目」の合計必要単位数59単位には算入される。

※3 教職実践演習(中・高)を履修するためには、卒業研究に着手している必要がある。

3-2 高等学校教諭一種(理科)免許状取得に際しての補足説明

- (1) 高等学校教諭一種免許(理科)を取得するには、基本的には 3-1 の履修条件に従う。ただし、高等学校教諭一種免許(理科)だけの取得を希望する場合には、教育職員免許法施行規則の定めるところの特例処置(以下、半数振替と呼ぶ)により、3-1 の表 3「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得要件が緩和される。
- (2) 半数振替を利用して高等学校教諭一種免許を取得する場合には、3-1 の表 3「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、下記科目(14 単位)を修得すること。
「教育の基礎的理解に関する科目」(4 単位)
「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」(5 単位)
「教育実践に関する科目」のうち、
教育実習事前事後指導(1 単位)、教育実習A(2 単位)、教職実践演習(2 単位)
なお、「道徳教育の理論と方法」はこの 14 単位に含めることは出来ないので注意すること。
- (3) 上記(2)に記す「教育の基礎的理解に関する科目等」14 単位と別途記載の学科が定める「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち中等教科教育法ⅠあるいはⅡ(2 単位)を含む 45 単位以上(合計 59 単位以上)を修得することで半数振替により高等学校教諭一種免許が取得できる。
- (4) 「教育実習A」を受講するには、3 年次秋学期までに上記(2)に記す「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」9 単位以上を修得し、かつ別途記載の各学科が定める表 4 の「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」から 20 単位、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」から 2 単位を修得していること。
- (5) 「教育実習 A」受講の可否は、最終的には都市科学部教職課程運営委員会で決定される。

4. 教科及び教科の指導法に関する科目

- (1) いずれの免許状の場合でも、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目」を合わせて 59 単位以上の単位を修得しなければならない。
- (2) 教科及び教科の指導法に関する科目は、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方の取得要件単位として使うことができる。一部扱いの異なる科目があるので備考欄を確認すること。

「理科」の教科及び教科の指導法に関する必修科目と選択必修科目は次頁に記載されている表 4 のとおりである。備考欄に記載のない科目は選択科目である。

表 4. 教科及び教科の指導法に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める 科目区分		左記に対応する開設授業科目				
		授業科目	単 位 数	備考		
				中一種免	高一種免	高一種免 <半数振替を使 う場合>
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用 を含む。)	中等教科教育法Ⅰ(理科)	2	必修		選択必修 2単位以上
		中等教科教育法Ⅱ(理科)	2			
		中等教科教育法Ⅲ(理科)	2	必修		
		中等教科教育法Ⅳ(理科)	2			
	物理学	物理学ⅠA	2	必修		
		物理学ⅠB	2			
		物理学Ⅱ	2			
	化学	基礎化学	2	必修		
		基礎化学Ⅱ	2			
		環境汚染の科学Ⅰ	1			
		環境汚染の科学Ⅱ	1			
		環境化学基礎演習Ⅰ	1			
		環境化学基礎演習Ⅱ	1			
	生物学	自然環境リスク共生概論B(生物と環境)	1	科目セットA(1科目1単位)		
		生物の世界Ⅰ	1			
		生物の世界Ⅱ	1	科目セットB(2科目2単位)		
		個体群生態学・進化生態学概論Ⅰ	1			
		個体群生態学・進化生態学概論Ⅱ	1	科目セットC(4科目4単位)		
		植物生理学Ⅰ	1			
		植物生理学Ⅱ	1	科目セットD(4科目4単位)		
生態系と物質循環Ⅰ		1				
生態系と物質循環Ⅱ		1				
海洋生物学Ⅰ		1	左記の科目セットA B C Dから 1科目セット以上を選択必修			
海洋生物学Ⅱ		1				
生物群集とリスクⅠ		1				
生物群集とリスクⅡ		1				
生態リスク学入門		1				
都市生態学	1					
保全生態学	1					
里地と山地の生態学Ⅰ	1					
里地と山地の生態学Ⅱ	1					
生態系計画学	1					
生態系設計学	1					

教育職員免許法施行規則に定める 科目区分		左記に対応する開設授業科目				
		授業科目	単 位 数	備考		
				中一種免	高一種免	高一種免 <半数振替を使 う場合>
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	地学	地球科学	2	「地球科学」「地球システム論Ⅰ」「地球システム 論Ⅱ」の3科目から1科目以上選択必修。 ただし、「地球システム論Ⅰ」「地球システム論 Ⅱ」はセットで履修すること。	
			地球システム論Ⅰ	1		
			地球システム論Ⅱ	1		
			自然環境リスク共生概論A（地球と環境）	1		
			地球環境変動と生命進化Ⅰ	1		
			地球環境変動と生命進化Ⅱ	1		
			古生物学Ⅰ	1		
			古生物学Ⅱ	1		
			地球ダイナミクス	1		
			地球物質循環論	1		
	物理学実験	物理実験	1	必修	「物理実験」「化学実験」「生 態学実習Ⅰ」「生態学実習Ⅱ」 「地球科学実験」の5科目から 1科目以上選択必修。ただし 「生態学実習Ⅰ」と「生態学実 習Ⅱ」はセットで履修するこ と。	
	化学実験	化学実験	1	必修		
	生物学実験	生態学実習Ⅰ	1	「生態学実習Ⅰ」 および「生態学実 習Ⅱ」2科目2単 位必修		
		生態学実習Ⅱ	1			
		海洋学フィールドワーク	2			
		生態学遠隔地フィールドワーク	2			
	地学実験	地球科学実験	2	「地球科学実験」 1科目2単位必修		
		地質学遠隔地フィールドワーク	2			